

健発0309第6号  
平成30年3月9日

一般社団法人日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

### がん対策推進基本計画の変更について

政府においては、がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を定めているところですが、本日、同時に閣議決定された「健康増進法の一部を改正する法律案」を踏まえ、受動喫煙に関する個別目標として、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙対策を徹底し、本基本計画の計画期間中において、望まない受動喫煙のない社会をできるだけ早期に実現することを目標とする。」を、本基本計画に盛り込むことといたしました。

貴職におかれましては、日頃より、都道府県・市町村等とともに、がん対策の推進にご理解・ご協力をいただいているところですが、今般の基本計画の変更を受け、別添のとおり、各都道府県知事に対し、がん対策推進計画の変更について本日付で通知をいたしましたので、貴職におかれましても、変更後の基本計画の趣旨及び内容とともに、今後の都道府県がん対策推進計画等の変更の可能性についてご理解いただき、これらのことについて、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知を図っていただきますよう、よろしく願いいたします

(別添)

健発0309第5号  
平成30年3月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

### がん対策推進基本計画の変更について

本日、政府においては、がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）第10条第7項に基づき、別添のとおり、「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）の変更について、閣議決定したところである。

今般の基本計画の変更は、本日同時に閣議決定された「健康増進法の一部を改正する法律案」を踏まえ、受動喫煙に関する個別目標として、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙対策を徹底し、本基本計画の計画期間中において、望まない受動喫煙のない社会をできるだけ早期に実現することを目標とする。」を、本基本計画に盛り込むこととしたものである。

都道府県におかれては、法第12条第1項に基づき、都道府県がん対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）を策定の上、都道府県におけるがん対策の推進に取り組んでいただいているところであるが、基本計画は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県計画の基本となるものであるので、変更後の基本計画の趣旨及び内容を了知の上、がん対策の推進を図られるよう努められたい。

また、併せて、変更後の基本計画の趣旨及び内容について、管下市町村、関係機関、関係団体、管内がん診療連携拠点病院等に対する周知徹底をお願いする。

なお、法第12条第2項においては、都道府県計画について、「医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業

(別添)

支援計画その他の法令の規定による計画であつてがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。」と規定されているので、都道府県計画の変更に当たっては、留意されたい。